

飯田市・喬木村・大鹿村データ放送システム構築業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和8年10月
飯田市企画部デジタル推進課

1 目的

飯田市と喬木村は、平成 21 年度より、定住自立圏形成協定に基づく取組の1つとして、株式会社飯田ケーブルテレビ(現・株式会社cvt。以下「cvt」という。)との協働のもと、様々な地域活動の情報を集約・発信するためにデータ放送システムの共同運用を行ってきた。

本事業は、飯田市が平成 29 年度に構築し、令和4年度に機器更新を行ったデータ放送システムが令和9年度に更新時期を迎えることを契機として、共同運用団体に大鹿村を加えた新たなデータ放送システムの構築を行うものである。

2 業務の概要

(1) 件名

飯田市・喬木村・大鹿村データ放送システム構築業務委託

(2) 契約期間

契約締結日から令和9年6月 30 日まで

(3) 業務内容

別紙1「飯田市・喬木村・大鹿村データ放送システム構築業務委託仕様書」のとおり。

(4) その他

本事業の契約は飯田市が単独で行う。喬木村及び大鹿村は負担金を負担する。

3 提案上限額

本事業の提案上限額は次のとおりとする。

23,100 千円(税込)

また、本事業において構築されるシステムは、構築後の安定的な運用の確保が不可欠であるため、導入後の運用保守に関するサポート体制についても企画提案の範囲とする。また、複数年度に渡る安定稼働を担保し、維持・運用に要する総コストについても可能な限り抑制したいため、運用保守に係る価格についても評価に含めるものとする。

システムの構築費に運用・保守費用(60 か月分)を加えた総額についても、次のとおり提案上限額を設ける。

46,200 千円(税込)

※上記における消費税及び地方消費税の税率は 10%とする。

※これらの上限額は契約時の予定価格を示すものではない。

また、運用・保守契約には各年度当初予算の議決を要するため、それ以前の時点において契約の締結を保証するものではない。

4 参加資格

プロポーザルへ参加できる者は、以下の条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定による更生計画認可または民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く)であること。

(3) 国税、県税、飯田市税を滞納していないこと。

- (4) 飯田市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 飯田市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではなく、飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱の別表第3に掲げる措置要件に該当しないこと。

5 担当部署

当プロポーザルの担当部署、当プロポーザルに関する書類の提出先は以下のとおり。

飯田市役所 企画部 デジタル推進課 デジタル推進係
〒395-8501 長野県飯田市大久保町 2534 番地
TEL:0265-22-4511 内線 2241
E-mail: digital@city.iida.nagano.jp

6 参加手続き

プロポーザルに参加する者は、以下に従い手続きを行うこと。

(1) 参加表明書等の提出

次の書類を期限までに提出すること。

- ① 提出書類 様式 1 参加表明書
様式 2 会社概要書
様式 3 機密保持誓約書
- ② 提出部数 紙媒体1部
電子媒体(CD-R または DVD-R)1部
- ③ 提出期限 令和 8 年 10 月 13 日(火)正午 必着
- ④ 提出方法 持参または郵送

(2) 参加表明者に対する資料の配布

参加表明書等の提出予定を申し出た事業者に対して、次の資料を配布する。

- ・飯田市・喬木村・大鹿村データ放送システム構築業務委託仕様書 別添2
- ・プレゼンテーション審査及びデモンストレーション審査実施要領

(3) 質問及び回答

仕様書等の内容に対して質問がある場合は、次の書類を期限までに提出すること。

- ① 提出書類 様式 4
- ② 提出期限 令和 8 年 10 月 16 日(金)正午 必着
- ③ 提出方法 電子メールに質問書の電子データを添付し送付すること
- ④ 質問書回答 令和 8 年 10 月 26 日(月)までに、参加表明書を提出した全者に対して、質問書回答の電子データを電子メールにて送付する。

(4) 企画提案書等の提出

以下の書類を作成の上、提出すること。

- ① 提出書類等
 - ・企画提案提出書(様式5)
 - ・企画提案書本体(A4 サイズ・任意様式)
 - ・機能要件回答書(様式6)
 - ・提案価格書(様式7及び様式8)
- ② 提出部数 紙媒体各1部
電子媒体(CD-R または DVD-R)1部
- ③ 提出期限 令和 8 年 10 月 30 日(金)正午 必着

- ④ 提出方法 持参または郵送
- ⑤ 企画提案書記載事項
別添「企画提案書記載項目」のとおり。

7 選定

(1) 基本的な考え方

優先交渉権者の選定は、企画提案書、プレゼンテーション及びデモンストレーションの内容（以下「提案内容」という。）について「飯田市・喬木村・大鹿村データ放送システム選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において、評価基準に基づき公平かつ客観的に評価を行い、最も優れた企画提案を行った事業者を優先交渉権者として選定する。あわせて次点交渉権者も選定する。

評価及び配点の構成は下表のとおりとする。

審査	評価項目	配点
第1次	企画提案書評価	350 点
	機能要件一覧書評価	250 点
第2次	プレゼンテーション評価	100 点
	デモンストレーション評価	100 点
	価格提案評価	200 点
合 計		1,000 点

(2) 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

プレゼンテーション評価及びデモンストレーション評価を行った後、選定委員会において、失格者を除いた者のうち、最も優れた提案を行った事業者を当業務委託先としての候補者である優先交渉権者、次点の提案を行った事業者を次点優先交渉権者とする業者決定案を作成する。当市業者選定審査委員会に業者決定案を提出し、審査を経て優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、参加者全員へ通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては受理しない。審査経過について確認したい場合は「5 担当部署」に連絡すること。

8 失格

次に掲げる事項に該当する者は失格とし、提案を評価しない、または採用しないものとする。

- (1) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (2) 契約締結前に参加資格要件を満たさないことが判明した場合
- (3) 提案価格（オプション提案分は含めない。）が「3 提案上限額」を超える場合。
- (4) 業務仕様書の必須要件を満たしていない場合
- (5) プレゼンテーション又はデモンストレーションのいずれかを行わなかった場合
- (6) 評価及び審査の公平性に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 契約手続き

- (1) 優先交渉権者を受託候補者として当市との間で契約金額、業務内容等の契約内容について協議を行い、協議が調った場合に契約を締結する。優先交渉権者と契約内容について協議が調わなかった場合は、次点交渉権者を受託候補者として協議を行う。

- (2) 契約金額は、受託候補者の提案価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。
- (3) 業務内容は、仕様書及び提案内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。その際、提案内容は、実現を確約したものとみなす。

10 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面(任意様式)により届け出るものとする。なお、当市配布の仕様書等を全て返却すること。電子データは全て廃棄すること。
- (2) 企画提案書等については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、当市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (4) 企画提案書等提出書類の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、当市から指示があった場合はこの限りでない。
- (5) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション、デモンストレーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。

【参考】プロポーザル実施スケジュール

No.	内容	日程
1	プロポーザル参加事業者募集	10月1日(木)から
2	参加表明書提出期限	10月13日(火)正午
3	質問提出期限	10月16日(金)正午
4	質問書回答	10月26日(月)まで
5	企画提案書等提出期限	10月30日(金)正午
6	1次審査(企画提案書審査)結果発表	11月上旬
7	プレゼンテーション評価 デモンストレーション評価	11月16日(月)
8	審査結果通知(優先交渉権者決定)	11月下旬
9	契約内容等協議	11月下旬
10	受託者決定	協議が整い次第

別添 企画提案書記載項目

章	項	提案項目	提案内容
1	事業		
	1.1	事業の方針	・事業の方針を示すこと ・事業成功におけるポイントを明確に示すこと
	1.2	事業者情報	・会社概要を示すこと ・直近3年間の売上高、組織等の事業者情報を示すこと
	1.3	事業実績	・提案するシステムの導入実績(導入年、導入先、人口規模、オンプレ・クラウド)を示すこと ・本事業に関連する事業がある場合はその実績を示すこと
2	プロジェクト管理		
	2.1	プロジェクト管理の方針・手法	・プロジェクト管理の方針を示すこと ・プロジェクト管理の手法を具体的に示すこと
	2.2	プロジェクト実施体制	・プロジェクト実施体制を構築業務と運用保守業務に分けて示すこと ・責任・役割・業務の経験を示すこと(再委託事業者がある場合はそれぞれの事業者に関しても同様とする) ・実施場所を明確に示すこと(飯田市、喬木村、大鹿村又は cvn の提供場所を利用する場合には、具体的な作業内容・実施場所の規模を示すこと)
	2.3	プロジェクト実施計画	・プロジェクト計画書の作成において、プロジェクトを遅延なく遂行するための工夫を示すこと ・マスタスケジュールを示すこと ・飯田市、喬木村、大鹿村、cvn、既存システム保守事業者が行うべき作業を明確に示すこと ・議事録、課題管理表、進捗管理表等の様式を示すこと
	2.4	成果物	・想定される成果物をすべて示すこと ・納品時期を具体的に示すこと
3	データセンタ・ネットワーク		
	3.1	データセンタ	・データセンタの概要を示すこと ・データセンタにおけるシステムを安定稼働させるための対策やセキュリティ対策を具体的に示すこと
	3.2	ネットワーク回線	・cvn とデータセンタの間に構築するネットワーク回線の種類、詳細を示すこと ・回線の構築手法を示すこと ・回線の構築における事業者と飯田市、喬木村、大鹿村及び cvn が行う作業内容をそれぞれ示すこと・セキュリティ対策について具体的に示すこと
	3.3	冗長性・耐障害性	・データセンタやネットワーク回線等の障害発生時、災害時においてもサービス提供を継続するための対策を具体的に示すこと
4	システム		
	4.1	システムの特徴	・提案するシステムの特徴を示すこと
	4.2	利用者の操作性	・トップ画面、一般記事、ゴミカレンダー、時刻表のデザイン案を、データ放送及びスマートフォンアプリそれぞれ示すこと ・トップ画面、一般記事、ゴミカレンダー、時刻表について、利用者の操作性の工夫を示すこと ・天気予報、雨量情報の対応について具体的に示すこと
	4.3	ユーザ管理	・ユーザの管理方法を具体的に示すこと・権限設定と編集操作範囲の設定方法について具体的に示すこと
	4.4	記事管理	・記事の管理、作成、承認、公開方法を具体的に示すこと
	4.5	自動連携	・飯田市、喬木村及び大鹿村の公式 Web サイトとその他の Web サイトとの自動連携機能について具体的に示すこと ・公式 SNS との自動連携機能について具体的に示すこと
	4.6	メール連携	・メール受信による記事掲載の機能について具体的に示すこと ・受信メールの管理方法について具体的に示すこと

4.7	チェック機能	・記事の手動入力、自動連携、メール連携における放送禁止文字等のチェック機能について示すこと
4.8	スマートフォンアプリの特徴	・スマートフォンアプリの特長を示すこと
4.9	スマートフォンアプリの連携	・データ放送CMSとスマートフォンアプリとの連携方法について示すこと
4.10	スマートフォンアプリの記事の作成	・スマートフォンアプリへの記事掲載方法(記事作成、承認、公開)を具体的に示すこと
4.11	ホームページCMSとの連携	・飯田市、喬木村及び大鹿村公式 Web サイトのCMSとデータ放送CMSとの連携方法について、事務効率を考慮した連携方法を示すこと ・連携する際の条件を示すこと
4.12	緊急時自動表示	・L字表示、プッシュ通知等の機能について具体的に示すこと
4.13	将来性	・システムの拡張性・バージョンアップに対する考え方を具体的に示すこと ・新しいブラウザへの対応、考え方を示すこと
4.14	拡張性	・WebAPI 等によるサードパーティのスマートフォンアプリとの連携実績、連携方法、連携条件を示すこと ・その他拡張性を有している場合は、その内容を示すこと
5	システム構築	
5.1	構築の方針	・システム構築における方針を示すこと
5.2	全体構成	・システム及びネットワーク回線の障害等によりクラウド環境が使用できなくなる場合の対策を示すこと ・システムの全体構成(データセンタと cvn 間のネットワーク含む)、cvn 内の既存機器と新規の機器が区別できるよう、構成図を示すこと ・ハードウェア及びソフトウェアの構成を示すこと ・cvn に機器を設置する場合の条件(電源容量、ラック数)を示すこと
5.3	現状分析	・現行データ放送の分析、コンテンツの取捨選択・整理の業務に対する考え方、進め方、役割を示すこと
5.4	新システムの企画・立案	・新システムの企画・立案の業務に対する考え方、進め方、役割を示すこと ・様々な地域活動の情報を集約・発信するためにどのような事を進めていくべきか示すこと ・他団体への導入・運用実績やノウハウ等を用いた業務改善についての手法や進め方を具体的に示すこと
5.5	セキュリティ対策	・セキュリティ対策について具体的に示すこと ・不正侵入検知の手法について具体的に示すこと
5.6	設計・開発	・設計、開発の範囲、各工程における役割を示すこと ・構築を進めていくうえで提案事項と飯田市及び喬木村の要求事項に齟齬が発生した場合の対応方法を示すこと
5.7	テスト手法	・テスト工程の種類、各工程の計画(スケジュール、内容、手法、役割、結果報告)について示すこと ・品質を確保するための方策について特に提案すべきことがあれば示すこと
5.8	システム切り替え	・システム切り替えのスケジュール、手法、役割を具体的に示すこと
5.9	マニュアル作成	・実運用にあったマニュアルを作成するための工夫を示すこと
5.10	研修	・研修の対象、内容、実施時期、飯田市、喬木村及び大鹿村が行うべき作業を明確に示すこと
6	運用保守	
6.1	運用保守の方針	・運用保守における方針を示すこと
6.2	運用	・運用支援の内容について具体的に示すこと ・ヘルプデスクの体制及び連絡先等の概要を示すこと、またヘルプデスク時間外への対応について示すこと ・ごみカレンダーやバス・鉄道の時刻表等の更新作業について、飯田市、喬木村又は大鹿村から依頼を受けてからの実施スケジュール・手法を示すこと ・システム運用後に軽微な変更・調整が発生した場合の対応、費用の考え方につ

			いて示すこと
6.3	保守		・システム、ネットワーク、ハードウェア障害の監視の手法について具体的に示すこと ・ログ管理について、ログの種類、保管期間等の詳細を示すこと ・定期保守の概要を示すこと
6.4	セキュリティ対策		・セキュリティ対策について具体的に示すこと ・サーバ OS やソフトウェアの脆弱性が発見された場合の連絡方法、対応方法を具体的に示すこと
6.5	障害・災害対応		・障害対応の方針を示すこと ・システム、ハードウェア、ネットワークの障害発生時の復旧方法を示すこと ・災害対応の方針を示すこと・災害時の対応を具体的に示すこと
7	終了工程		
7.1	終了工程の方針		・業務終了時の考え方を、作業内容と役割とともに示すこと・業務終了時のデータ移行費用を示すこと
7.2	6 年目以降の利用		・システムを6年目以降も利用した場合の価格体系、ハードウェア更新、運用・保守等について示すこと
8	オプション提案等		
8.1	オプション提案等		・仕様書に記載のオプション提案について、その内容、提供条件等の詳細を示すこと ・その他、本事業に関連し、飯田市及び喬木村にとって有用な提案があれば、詳細な内容・効果を含め具体的に示すこと